

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

一 樹木採取権の設定

- (一) 農林水産大臣は、民間事業者に二の(一)の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利（以下「樹木採取権」という。）を設定することができるものとする。
- (二) (一)の樹木には、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽された樹木を含まないものとする。
- (三) 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）から権利設定料を徴収するものとする。

（第八条の五関係）

二 樹木採取区の指定

- (一) 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであ

ることその他の基準に該当するものを樹木採取区として指定することができるものとする。

- (二) 農林水産大臣は、(一)による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならないものとする。

(第八条の六関係)

三 公募

農林水産大臣は、二の(一)による指定をしたときは、樹木採取区の所在地及び面積、樹木採取権の存続期間、権利設定料の額等をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

(第八条の七関係)

四 設定の申請

- (一) 二の(一)により指定された樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、農林水産大臣にその旨を申請しなければならないものとする。

- (二) (一)の申請をしようとする者は、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有することを明らかにするために必要な事項、樹木料(樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ)の算定の基礎となる額(以下「申請額」という。)、木材の安定供給の確保に関する特別措置法

(平成八年法律第四十七号) 第四条第一項に規定する木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等(以下「木材の需要者」という。)との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならないものとする事。

- (三) (一)の申請をしようとする者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づいて木材の需要者と共同して作成した木材の安定的な取引関係の確立を図る事業(以下「木材安定供給確保事業」という。)に関する計画(以下「事業計画」という。)について認定を受けた者である場合であつて、当該認定に係る事業計画の写しを提出したときは、(二)の申請書について、木材の需要者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項の記載を省略することができるものとする事。

(第八条の八及び第八条の九関係)

五 選定

- (一) 農林水産大臣は、四の(一)の申請をした者(以下「申請者」という。)が、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有すると認められること、その申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること、木材の需要者との連携により木材の安定的

な取引関係を確立することが確実と認められること等の基準に適合しているかどうかを審査しなければならぬものとする。

- (二) 農林水産大臣は、(一)により審査した結果、申請者が(一)の基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。
- (第八条の十関係)

六 欠格事由

国有林野の管理経営に関する法律又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者、樹木採取権を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者、十分な社会的信用を有していない者等は、三の公募に応じることができないものとする。

(第八条の十一関係)

七 樹木採取権の設定を受ける者の決定等

- (一) 農林水産大臣は、五の(二)により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものと

すること。

(二) 農林水産大臣は、(一)の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならないものとする。

(三) 農林水産大臣は、(一)の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。

(第八条の十二関係)

八 事業の開始の義務

樹木採取権者は、農林水産大臣が指定する期間内に、事業を開始しなければならないものとする。

(第八条の十三関係)

九 樹木採取権実施契約

(一) 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と、施業の計画、樹木料の算定及び納付に関する事項、木材の需要者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項等をその内容に含む契約（以下「樹木採取権実施契約」という。）を締結しなければならないものとする。

(二) 樹木採取権実施契約の内容については、(一)の施業の計画が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準並びに樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合し、また、申請書の内容に即するものでなければならぬものとする。

(三) 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならないものとする。

(四) 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならないものとする。

(第八条の十四関係)

十 樹木採取権の性質等

(一) 樹木採取権は、物権とみなし、不動産に関する規定を準用するものとする。

(二) 樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができぬものとする。

(三) 樹木採取権は、分割し、又は併合することができないものとする。

(四) 樹木採取権の移転(法人の合併その他の一般承継によるものを除く。)をしようとするときは、当

該樹木採取権の移転を受けようとする者は、農林水産大臣に申請して、その許可を受けなければならないものとする。

(五) 農林水産大臣は、(四)の申請をした者が五の(一)の基準に適合し、かつ、六の者に該当しないこと等の基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならないものとする。

(六) 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができないものとする。

(七) 法人の合併その他の一般承継によって樹木採取権を取得した者は、農林水産大臣に届出をし、その届出をした者が五の(一)の基準に適合し、かつ、六の者に該当しないこと等の基準に適合しないと認めるときは、農林水産大臣は、一定の期間内に樹木採取権を譲渡すべき旨をその者に通知しなければならないものとする。

(第八条の十五から第八条の十八まで関係)

十一 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の存続期間は、五十年以内とするものとする。

(第八条の十九関係)

十二 登録

樹木採取権及びこれを目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分制限については、樹木採取権登録簿に登録するものとし、当該登録は、登記に代わるものとする。 (第八条の二十関係)

十三 指示等

農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、その業務若しくは経理の状況に
関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

(第八条の二十一関係)

十四 樹木採取権の取消し等

農林水産大臣は、樹木採取権者が偽りその他不正の方法により樹木採取権者となったとき、事業を
実施できなかったとき、若しくはこれを実施できないことが明らかとなったとき、九の(二)の樹木の採取に
関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項に
ついて重大な違反があつたとき等に該当するとき又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、樹木採
取権を取り消すことができるものとする。

(第八条の二十二関係)

十五 樹木採取権者に対する補償

国は、公益上やむを得ない必要が生じたことによる樹木採取権の取消し等によって損失を受けた樹木採取権者又は樹木採取権者であった者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。

(第八条の二十三関係)

十六 採取跡地の植栽

農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

(第八条の二十五関係)

第二 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

一 目的の追加

木材の安定供給の確保に関する特別措置法の目的として、木材の利用の促進を図る措置を講ずることを追加するものとする。

(第一条関係)

二 事業計画の認定を受けることができる者の拡大

事業計画の認定を受けることができる者として、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）に基

づいて公表されている民間事業者等及び木材を原材料とする製品を利用する事業を行う者等を追加するものとする事。 (第四条関係)

三 独立行政法人農林漁業信用基金の業務の追加

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、森林所有者等及び木材の需要者が共同して作成し、都道府県知事等の認定を受けた事業計画に係る木材安定供給確保事業に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、資金の貸付け及び債務の保証を行うものとする事。 (第十六条関係)

四 国有林野の管理経営に関する法律との関係

森林所有者等が第一の一の(一)の樹木採取権の設定を受けた場合において、農林水産省令で定める期間内に当該森林所有者等及び第一の四の(二)の申請書に記載された木材の需要者から都道府県知事等に申請があつたときは、これらの者を事業計画の認定を受けた者と、当該申請書を当該認定に係る事業計画とみなすものとする事。 (第二十四条関係)

第三 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

信用基金の業務として、第二の三の業務を追加するものとする事。

(第十二条第一項関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、平成三十二年四月一日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一による改正後の国有林野の管理経営に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第三条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする事。

(附則第四条から第九条まで関係)